

**2項目目に、障がい者施策の諸問題について3点質問します。**

**1点目はあかつき園の建て替えについて伺います。**

2015年度の12月議会において、私はあかつき園の建て替えについて質問いたしました。そのときのご答弁は次のような内容でした。

まず「10年先を見据えた利用者数を推計し、最適な施設規模及び運営形態を検討の上、構想素案を策定する予定」とのことでした。

また構想素案の作成にあたっては、各保護者団体から毎年お聴きしているご意見を十分踏まえる考えと、「そのうえで、適切な時期に、当事者や関係団体、さらには『あかつき福祉会』、箕面市障害者市民施策推進協議会などから幅広くご意見をお聴きし、まとめていく予定です。また、建て替え後の施設の規模につきましては、重度障害者の日中活動の場となる生活介護事業を主軸として、相談支援機能など、地域生活を支援するうえで必要な機能についても、検討したいと考えています」というものでした。

しかしながら前年度中に策定される予定だった「計画素案」は、予定期日の本年3月末から、やがて3か月が過ぎようとしています。

つい先日も担当部局からは「まだ検討中である」「いつ計画素案ができあがるかは不明である」と、お聞きしました。

そこで、お尋ねします。

現在、検討中とのことですが、何をどのように検討されているのか、何に時間がかかっているのかご説明ください。

また、素案を作成するための工程は、どこまで進んだのでしょうか？

10年先を見据えた利用者数の推計はおこなわれたのでしょうか？また、その数字をお示しください。

最適な施設規模及び運営形態を検討するための、保護者団体や関係団体、さらには『あかつき福祉会』、箕面市障害者市民施策推進協議会などから幅広くご意見を聴かれたのでしょうか？

以上のご説明をよろしく願いいたします。

さらに、計画素案がいつ提案されるのかも伺います。

① (再質問)

(あかつき園の建てかえについて伺います。)

ただいまのご答弁では、通所系障害者施設のサービス需要を推計した、と

のことで、昨年12月議会における私の質問に対する市のご答弁は、「あかつき園の建てかえを契機とした市内における施設ニーズへの対応を検討するとともに、その社会資源の1つとしてグループホームの充実も必須であると意識しています」、さらに「グループホームについては地域に密着した生活基盤として重要であると考え、箕面市障害者市民の長期計画等においても重要施策として位置づけています」とのご答弁でした。したがって通所系以外の施設についてはどのように推計されているのでしょうか？

また、この推計はどのような手法で計算されているのか、お示してください。そして20年後の通所系障害福祉施設のサービス必要者数が1777人分というのですが、10年後ではどのような必要者数になっているのでしょうか。

そして建て替えはいつ頃を目途に考えておられますか？そのための工程はどうなっていますか？そのための計画素案が、すでに3か月も遅れていますが、素案はいつ頃できあがるのでしょうか。なぜ遅れているのかの説明とともに、はっきりお答えください。

目途が示せないのは、やる気がないと受け取れます。これでは説明責任も果たせるとはいえませんが。

**2 点目に大阪弁護士会からの警告および勧告に対する対応について**お伺いします。

今年2月25日付けで、社会福祉法人あかつき福祉会と箕面市に対し、大阪弁護士会から警告および勧告が行われました。

これは、あかつき福祉会職員から同弁護士会に人権救済の申し立てがあり、1年以上かけて調査が行われた結果であり、この件については本年の2月議会でも民生常任委員会でとりあげられました。

(内容の概略を述べる)

そのとき市は、「検討する」とのことでしたので、警告および勧告からまもなく4か月が経過しようしようとしていますので、その検討結果をお聞きいたします。

(再質問) 大阪弁護士会からの警告および勧告に対する対応について

会計基準の解釈等については、これまで何度も国に確認してこられたのに、このうえ、何をどのように確認されているのですか？ 今回の問い合わせをされたのはいつですか？ どのような確認をされているのか、具体的に明らかにしてください。

### 3 点目に、箕面指定ゴミ袋製造の公平・公正なシェアについて質問します。

まず、市指定ゴミ袋製造を就労継続支援 B 型事業としてとりくまれていることについて質問いたします。まず、前提としてこのゴミ袋製造事業を障がい者の就労支援事業として位置づけられていることは評価しており、またその事業があかつき園だけでなく、市内の障がい者の事業所でシェアが実現したことは、大きな前進であると受け止めております。

さて、これまでもゴミ袋製造事業の工賃計算（売上一経費＝工賃）については、紆余曲折のうえで虐待認定され、さらなる市民や議会での指摘があり 2 度にわたる是正が行われてきたところです。しかし、私はそれでもなお、おかしいのではないかという指摘を重ねながら今日にいたっています。

これまでも再三、議会で質問してきましたが、どうも答弁が噛み合わず不透明さが払しょくされておられませんので、再度、分りやすいご答弁を求めて質問いたします。

箕面市は工賃計算において、「経費」のなかに「直接生産活動にかかわっていない本部職員の人件費を算入可能」としてはいますが、この本部職員の人件費はあかつきでおこなわれている製袋事業、農園事業、自主事業にどのように案分されているのか、その割合をお示してください。

また、水光熱費の案分についても同様にお示してください。

(再質問)

#### 3) 箕面市指定ゴミ袋製造の公平・公正なシェアの件

##### ① 本部職員人件費と水光熱費について

厚労省は人件費按分については、具体的な判断は、よく事情を知っている地方自治体がおこなうべきだと述べていたのではないのでしょうか。厚労省は「専ら就労支援事業に関わっているとはいえない職員の人件費、たとえば法人本部職員の人件費については、具体的にいかに関わったかを示すことができれば、按分計上することができる」とし、就労支援事業に関わった時間数を按分して計上してもかまわないということであったのではないのでしょうか。これは 2014 年に広域福祉課が厚労省へ問あわせて明らかになったと伺っております。

あかつき園での就労継続支援 B 型事業について、本部職員の具体的なかわりを示す資料はあるのでしょうか。あるならば、それをお示してください。

また、私は昨年 12 月議会の一般質問でも申し上げましたが、「就労支援の会計処理の基準」どおりになっていないし、明確なご答弁がないため、再三質問している次第です。

くりかえしになりますが、そのときの質疑で、2014 年度のあかつき園での就労継続支援 B 型事業のゴミ袋製造事業に「専ら従事した」職員は 3 名です。

うち1名は2015年3月の採用でしたので人件費は1か月分。3名の方とも臨時職員という身分なので、年収は200万円を割っており、法定福利費14.6%を合わせても、3名分の人件費は500万円未満であると概算できます。この2014年度のごみ袋製造事業で計上されている人件費約1640万円の差額約1100万円強が本部職員の按分された人件費と考えられますが、本部職員の人件費は約4000万円くらいなので、「専ら従事していない」本部職員の人件費案分というには不自然な額ではないでしょうか。この点はどうかお考えでしょうか。

さらに水光熱費ですが、2014年度の製造原価明細書や販売及び一般管理費明細書によるとごみ袋製造事業の経費には電気・ガス・水道代が計上されていますが、農園事業には水道代も光熱費も計上されていません。これでどうして会計基準に基づいていると言い切れるのでしょうか。私は具体的に指摘をして「基準通りではない」と申し上げておりますので、基準通りに行われているといわれるのなら、しっかり具体的に示して、説明してください。

ここでやはり「就労支援事業の最大の目的」である「より多くの工賃を支払うこと」（厚労省・就労会計基準のQ&Aより）をいかに受け止めるのか、が問われていると考えます。

さらに、ゴミ袋製造事業のシェアのあり方について質問いたします。

これも、過去の質疑のなかで分りにくかったのですが、あかつき園と他の事業所との時給換算の差異は、作業量の差であるというご答弁がありました。

就労継続支援B型事業という枠組みで同じ製袋事業であるのに、工賃を時給換算すれば4倍近くの差が出る、というメカニズムが理解できません。市のご答弁では、作業量（製造枚数）が多いので、時給換算に差が出るというようなご説明でした。しかし、時給換算では作業枚数の多寡で差が出ることはありません。考えられるとしたら、経費部分でシェアした事業所が約4倍の経費を使っているということになりますが、これも不自然ですし、そもそも、あかつき園での工賃もゴミ袋1枚あたり1円28銭というご答弁をいただいておりますので、時給換算に差が出るとすれば、あかつき園はシェア事業所よりも1時間あたり約4倍の作業効率である、ということになります。そのような理解でよいのでしょうか？

(再質問)

② 工賃差について

昨年12月議会の市のご答弁は、「2014年度の指定ゴミ袋の製造枚数は、754枚、そのうちシェア分が153枚。あかつき福祉会分が601万枚」であり、「時給の差については作業量に応じた結果であると認識しています」というものでした。しかしあかつき園では当時は1日の製造がマックスで1万4000枚、1日3時間20分×月20日間、10人の利用者さんが12か月はたらいと仮定して年間240日の稼働で336枚が製造枚数であると試算できます。601万枚からの差額は外注分であると思えます。

さて、あかつき園も他の事業所も1枚1円28銭というご説明なので、あかつき福祉会での時給換算780円で割り戻すと1時間に609枚の製造となり、3.3時間をかけたら2010枚。一人当たり1日に2010枚の製造となり10人で20100枚、1年で482万6250枚となり、計算があいませぬ。

他の事業所では1時間ぶっ通しで作業しても200円～300円程度の工賃にしかならず、あかつき福祉会では時給にして780円上なので、作業量の差ではありません。総工賃の差は作業時間数の差でありえますが、時間給換算であまりに大きな差がでることについては、是正されるよう検討すべきではないでしょうか。

厚労省は2008年度に、就労継続支援事業利用者の工賃について「利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられないこと」を通知しています。ゴミ袋製造事業を「シェア」と位置付けるなら、若干の差額ならともかく時給換算であかつき福祉会とそれ以外の事業所で3倍から4倍の格差があることについて、是正すべきではないでしょうか。

再度、市の見解を求めます。